〇小樽市議会交際費支出基準

制 定 平成24年4月27日 議長決裁 最近改正 平成30年3月14日 議長決裁

(目的)

第1条 この基準は、議会及び議長に係る交際費(以下単に「交際費」という。)の支出の基準を定め、 もってその透明性を確保することを目的とする。

(支出要件等)

- 第2条 交際費は、次の各号に掲げる場合であって、行政運営上その支出に客観的合理性があると判断できるときに限り、社会通念上必要最小限度の額を支出するものとする。
 - (1) 慶事
 - (2) 弔事
 - (3) 賛助
 - (4) 会費
 - (5) 贈呈
 - (6) 前各号に準ずる場合として議長が特に必要と認める場合

(慶事に係る交際費)

- 第3条 慶事に係る交際費は、次に掲げる場合のお祝いに当たり支出することができるものとする。
 - (1) 市の行政運営に直接かつ密接に関係する役職への就任
 - (2) 市内に住所を有する者の叙勲又は褒章の受賞
 - (3) 市の発展に直接寄与すると認められる建物の新築、改築、用途変更等
 - (4) 市が主催し、又は協賛する行事に係る式典等
 - (5) 関係団体の周年記念式典等
- 2 慶事に係る交際費は、祝い金、祝賀会若しくは記念式典の会費又は祝い花、祝電若しくは祝い酒 の代金として支出する。ただし、前項第2号に規定する場合は、祝電に限るものとする。
- 3 慶事に係る交際費を支出する場合におけるその額は、祝い金にあってはおおむね10,000円 を基準とし、祝賀会又は記念式典の会費にあってはその実額とし、祝い花、祝電又は祝い酒にあっ てはその代金の額とする。

(弔事に係る交際費)

- **第4条** 弔事に係る交際費は、別表に掲げる者が死亡した際の葬儀に当たって支出することができる ものとする。
- 3 弔事に係る交際費は、別表に定める基準の例により支出するものとする。

(賛助に係る交際費)

- **第5条** 賛助に係る交際費は、市の行政運営に直接かつ密接に関係する団体(以下「関係団体」という。)又は市の援助を必要とする公益的な団体の年会費等について支出することができるものとする。
- 2 賛助に係る交際費を支出する場合におけるその額は、前項の年会費等の実額とする。

(会費に係る交際費)

- 第6条 会費に係る交際費は、姉妹都市使節団、関係団体その他議長が適当と認める団体との懇親会 等に当たって支出することができるものとする。
- 2 会費に係る交際費を支出する場合におけるその額は、前項の懇親会等の会費の実額とする。

(贈呈に係る交際費)

第7条 贈呈に係る交際費は、外国からの表敬訪問があった場合その他議長が適当と認める場合において、贈呈する記念品代として支出することができるものとする。

2 贈呈に係る交際費を支出する場合におけるその額は、前項の記念品の購入額とする。この場合において、当該記念品の購入額は、おおむね10,000円を基準とするものとする。

(議長が特に必要と認める場合の交際費)

第8条 第3条から前条までに規定する交際費以外の交際費は、議長が特に必要と認める場合に限り、 議会事務局長と協議の上、これらの条に定める基準に準じ、支出することができるものとする。

(公表方法)

第9条 交際費の公表は、当月分の支出状況を翌月の15日までに市のホームページにおいて掲載することにより行うものとする。

(公表内容)

- 第10条 公表する内容は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 支出月日
 - (2) 支出区分
 - (3)支出金額
 - (4) 支出内訳
 - (5) 支出金額累計

(支出基準の改正)

第11条 この基準については、社会経済情勢の変化等を十分考慮し、支出内容や支出金額が常に市 民感覚に合致したものとなるよう、適宜見直しを行うものとする。

附則

この基準は、平成24年4月27日から施行する。

附 則 (平 30. 3.14 議長決裁)

この基準は、平成30年4月1日から施行する。